

## 令和8年度緑化樹配付事業実施に関する留意点について

### ○対象要件の確認について

- ▶本事業は、住民や社員等が協同して行う地域緑化を目的としています。
  - ➡協同緑化であるかの確認のため、「大阪府緑化樹配付要領」【様式第1号の3】に、  
団体名（自治会や企業名等）、構成員数、植栽参加者予定人数  
等が記載されているかをご確認ください。

施行者(団体名)の欄に、施設名を記載されていることが多いです。

➡施設名では協同による緑化であるかが不明なため、団体名(例:自治会、活動団体名等)や、学校等の場合は誰が植栽するのかがわかる内容(例:生徒、PTA、保護者有志 等)もあわせて記載いただくようにお願いします。

- ▶「大阪府緑化樹配付要領」第2条アに記載の“公開性が高い区域”とは、
  - ・ 不特定多数の利用が可能な場所 もしくは、
  - ・ 不特定多数の利用が不可能な場合は、接道部に緑化が可能な場所 のいずれかです。

### ○実績報告書類の写真について

- ▶植樹前、植樹中、植樹後の写真を必ず提出ご提出ください。
- ▶配付した樹木はすべて確認できるよう撮影してください。
  - ※一本毎ではなく、まとめて撮影でも可
- ▶植樹前、植樹中、植樹後の写真はすべて同じ場所・角度から撮影してください。
- ▶植樹中の写真は、緑化活動をしている状況がわかるように(植樹中の人を写して)撮影してください。
- ▶写真には必ず「みどりの基金」のロゴ(植樹時プレート)を入れて撮影してください。

写真は、地域の緑化活動によって植樹されたことを示す大事なものになります。  
撮り忘れないように、市町村から申請団体にしっかりとお伝えください。

### ○植栽箇所及び高木申請義務について

- ▶植栽箇所は、これまで通り原則として、  
“地植え”もしくは“大型プランター(容量100L以上)”への植栽とし、
  - ・ 最低配付本数は、1箇所あたり高木2本以上の申請が必要 です。
  - ・ 低木・つる植物の配付本数は、高木1本あたり合計5本以内 です。
- ▶ただし、植栽箇所の物理的な要因により、上記が困難な場合に限り、
  - ・ 低木・つる植物のみの申請でも可能です。
  - ・ ただし、低木・つる植物の本数は1申請あたり、50本以内 です。

条件を満たさない内容の場合、申請不可や差し戻し修正になるので、よくご確認ください。

○低木・つる植物のみで申請する場合の確認について

- ▶「大阪府緑化樹配付要領」【様式第1号の5】（緑化計画図）の「植付場所の状況」欄について、
  - ・“□ 高木植栽が困難”に  が記されているか、
  - ・「理由」欄に適切かつ具体的な理由が記されているか をご確認ください。

※完了時にご提出いただく【様式第3号の5】（植栽実績図）にも同様の記入欄があります。

- ▶理由欄については、以下の記入例も参考に、物理的に高木植栽が困難な理由になっているかを必ずご確認ください。なお、維持管理や景観上の理由は認められません、

○正しい記入例

例①:植栽可能な箇所が、“小型プランター(容量100L未満)”しかないため

例②:”地植え“だが、○○○により、近接する建物への影響が大きいため

×認められない記入例

例①:高木剪定等の維持管理が難しいから

例②:既存の低木植栽地への補植であるため

■その他

- ▶申請、配付決定後に、植栽場所・位置等を事前に報告等がないまま変更して植樹されているものをお見受けします。
  - ・配付の条件として、「大阪府緑化樹配付要領」第5条（3）に、申請書類の内容に変更がある場合の対応が規定されています。
    - ※変更されることによって配付条件を満たさなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- ▶申請書類の不備が多くなると委託発注手続きに間に合わず、配付できなくなる恐れがあります。
  - ・【様式第1号の5】（緑化計画図）、【様式第3号の5】（植栽実績図）は、各市町村に記入例も共有しますので、各団体からの申請にあたってのご相談等にご活用ください。
- ▶各団体からご質問等がある際は、申請内容の確認にもかかるため、各市町村から各農と緑の総合事務所へお問合せいただくようにお願いします。